

(平成24年1月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から52年10月までの期間及び54年7月から58年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年5月から52年10月まで
② 昭和54年7月から58年2月まで

私が20歳になった頃、母親が私の国民年金の加入手続を行い、私が母親に毎月手渡していた10万円の中から母親が国民年金保険料を集金人に納付しており、また、結婚した昭和51年3月以降は、元妻が自身の保険料と一緒に私の保険料を市町村役場で納付していたことを記憶している。

以上のことから、申立期間①及び②について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち昭和46年5月から51年2月までの期間について、申立人は、「私が20歳になった頃、母親が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。」と供述しているものの、国民年金手帳記号番号払出簿、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、52年11月1日を資格取得日として同年11月17日に払い出されていることが確認できる上、これ以前に、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間①のうち昭和46年5月から51年2月までの期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の母親は既に死亡していることから、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について確認することができない。

2 申立期間①のうち昭和51年3月から52年10月までの期間及び申立期間②について、申立人は、「結婚後は、元妻が自身の国民年金保険料と一緒に私の保険料を市町村役場で納付していた。」と供述しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿、オンライン記録及び元妻に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、元妻の国民年金手帳記号番号についても、申立人

と同様に 52 年 11 月 1 日を資格取得日として、申立人の国民年金手帳記号番号と連番で同年 11 月 17 日に払い出されていることが確認できる上、申立人及び元妻が婚姻した 51 年 3 月から申立期間②までの申立人及び元妻に係る国民年金保険料の納付記録は一致している。

また、申立人は、申立期間①のうち昭和 51 年 3 月から 52 年 10 月までの期間及び申立期間②について、国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる元妻の所在が不明であることから、当時の保険料の納付状況について確認することができない。

- 3 このほか、申立期間①及び②は合計 122 か月と長期間に及んでおり、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月から61年3月まで
年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、私は、20歳から国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付しているはずなので、調査の上、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号及びその前後各5人に係る同手帳記号番号が20歳到達に伴い払い出されているものの、このうち5人に係る同手帳記号番号が取り消されていることが確認できる上、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続について記憶していないことから、行政側により、職権で国民年金被保険者の資格を取得させた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人は、国民年金保険料の納付方法及び納付金額を記憶しておらず、申立人から申立期間に係る保険料の納付状況について具体的な供述は得られなかった。

さらに、オンライン記録によると、申立人について、過年度保険料に係る納付書が昭和62年7月9日に作成されていることが確認できるところ、この時点では、申立期間のうち一部の期間は国民年金保険料を納付することは可能であるものの、同年7月から63年4月までに処理された過年度保険料に係る領収済通知書を調査したが、申立人に係る当該通知書は確認できなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案 868 (事案 355 及び 482 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年 4 月 1 日から25年 1 月25日まで
② 昭和26年 2 月から同年 6 月まで

私は、申立期間①について、A社(同社は、B社からC社へと社名変更し、現在は、D社)で乗船しており、申立期間②について、船舶所有者は不明であるがE港からF港間で廻航機帆船に乗船したので、第三者委員会に年金記録の訂正を申し立てたが認められず、新たな資料等を提出し、再度申し立てたが、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、記録の訂正は行われなかった。

その後、日本年金機構から平成 23 年 5 月 30 日現在の加入記録として送付された被保険者記録照会回答票には、今までに何度照会しても事業所名が不明だった昭和 30 年 12 月 1 日から 31 年 1 月 13 日までの船員保険被保険者期間に係る事業所名が、B社と記載されており、当該期間は申立期間①及び②とは異なる期間であるが、今回初めて事業所名が確認されたので、再度、申立期間①及び②について調査の上、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人は乗船中に負傷入院した当時の状況やB社が新規適用事業所となった際に船員保険の資格を取得している同僚の名前を記憶していることなどから、同事業所にて乗船していたことは推認できるものの、i) A社の船員保険の適用事業所としての記録は無く、B社の船員保険の新規適用年月日が昭和 25 年 2 月 1 日と記録されていること、ii) 申立人が記憶している同僚には、申立期間①の船員保険の加入記録は無い上、死亡等により当時の状況が聴取できない状況にあること、iii) 事業主は、関係資料を保存しておらず申立期間①の状況は不明であると回答していること等から、また、申立期間②に係る申立てについては、G運輸局は、当時の船員職業安定所での職業紹介状況について、資料が残っておらず当時の状況は不明で

あると回答している上、申立人は、当該期間の船舶所有者や同僚の氏名を覚えておらず、申立人の勤務実態及び船員保険料の控除について確認することができないこと等から、既に、当委員会の決定に基づき平成 21 年 9 月 30 日付けで年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

再申立てにおいて、申立期間①については、申立人は、A社を退職後に失業保険を受給した記憶及び船員保険と厚生年金保険の統合電子化後の船員保険年金番号証を受領した記憶が有ると主張しているが、i) 失業保険の給付記録について、H海事事務所には保存されていないこと、ii) 船員保険年金番号証の受領の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと、iii) 申立人が記憶している同僚一人に照会したところ、当該同僚は、申立人がA社に勤務していたことを記憶しており、同僚自身も昭和 21 年 3 月から 25 年 3 月まで同社に勤務していたと供述しているが、当該同僚には、同社における勤務期間に船員保険の加入記録は無く、給与から船員保険料が控除されていたことをうかがわせる供述も得られないこと等から、また、申立期間②については、申立人は、E港からF港まで乗っていた船舶は、雇い主のI社又はJ社がK社からチャーターした船舶であると主張しているが、当該船舶の借主のI社又はJ社の船員保険の適用事業所としての記録は確認できない上、当該船舶の貸主のK社の船員保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番は見られないこと等から、再度、当委員会の決定に基づき平成 22 年 3 月 31 日付けで、年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

今回の再々申立てに当たり、申立人から新たな資料等の提出は無く、申立人は、「申立期間①及び②とは異なる船員保険被保険者期間について、今まで不明であった事業所名がB社と確認されたので、再度、申立期間①及び②について調査してほしい。」旨申し立てていることから、改めて申立人の氏名及び生年月日による検索を行ったものの、申立人の申立期間①及び②に係る船員保険被保険者記録は確認できなかった。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。